

令和 8 年 3 月 27 日
消 防 庁

「令和 7 年度 予防行政のあり方に関する検討会」の検討結果

消防庁では、防火対象物の大規模化・高度化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物における消防用設備等の設置・維持、安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討することを目的として、平成 18 年 7 月より「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、防火対象物の火災予防対策について幅広く検討を行っています。この度、令和 7 年度の検討結果を取りまとめましたので公表します。

1 主な検討事項

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

駐車場に設ける水系消火設備（スプリンクラー設備等）について、基準化に向けた基本的考え方を取りまとめました。

(2) 厨房設備等の基準に関する検討

焼肉店等の客席で用いる火気器具（七輪等）の上部に設ける排気ダクト（上引き排気ダクト）について、火災予防上の対策を整理しました。

(3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討

施設関係者が不在の状態で行う店舗等について、事業者向けの防火安全対策ガイドラインを取りまとめました。

2 検討結果

- ・検討結果の概要は、別紙のとおりです。また、報告書等の全文は、消防庁ホームページに掲載しています。

(1) 令和 7 年度環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書

(URL : https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-177.html)

(2) 厨房設備等の基準に関する検討部会報告書

(URL : https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-176.html)

(3) 関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン

(URL : https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-178.html)

- ・消防庁では、これらの検討結果を踏まえ、技術基準の見直しや通知の発出を行うこととしています。



(連絡先)

消防庁予防課

担当： 明田専門官、川合対策官、奥田対策官

TEL： 03-5253-7523（直通）

E-mail： yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

国内において建物内の自走式駐車場では主に泡消火設備が設置されているが、海外の駐車場では一般的にスプリンクラー設備が設置されていること等を踏まえ、駐車場に設ける水系消火設備(スプリンクラー設備等)の基準化について検討を行った。

検討結果

- 海外におけるスプリンクラー設備の基準等の調査や、今回実施した消火実験の結果等を踏まえ、駐車場における水系消火設備として、スプリンクラー設備を位置づけることが適当である。
- 自動車の可燃物量の増加等を考慮すると、一定の安全率を確保する観点から、通常のスプリンクラー設備よりも放水量を増加させた基準とすることが適当と考えられる。



実車を用いた消火実験の様子

(2) 厨房設備等の基準に関する検討

焼肉店等の客席で用いる火気器具(七輪等)の上部に設ける排気ダクト(以下「上引き排気ダクト」という。)については、消防法令において特段の基準は設けられていないが、上引き排気ダクトの清掃が不十分な場合等においては火災の発生リスクが高くなることから、上引き排気ダクトの特性に応じた火災予防対策について検討を行った。

検討結果

- 上引き排気ダクトの清掃について、火気器具の適切な取扱い上必要なものとして明確化することが必要である。
- 清掃の具体的な方法(清掃が必要となる油の付着具合の目安、部位ごとの清掃頻度の目安)や、グリス除去装置及び火災伝送防止装置の設置方法等について整理した。



上引き排気ダクトのイメージ

(3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討

近年、施設関係者が常駐することなくサービスを提供する事業形態の施設が見られるところであり、防火安全対策が十分にとられていない場合、火災発生時の初動対応が遅れ、大きな人的被害の危険性が高まるおそれがあることから、このような施設における防火安全対策について検討を行った。

検討結果

- 施設関係者が不在となる時間帯があることに伴う火災危険性を考慮した対策をとることが必要である。
- このため、施設の形態等に応じた具体的な防火安全対策について、事業者向けのガイドラインをとりまとめた。



関係者不在施設のイメージ